

# 第 50 回 日本農業賞実施要領

令和 2 年 6 月 1 日  
日本放送協会  
一般社団法人全国農業協同組合中央会  
都道府県農業協同組合中央会

## 1. 趣 旨

日本農業賞は、日本農業の確立をめざして、意欲的に経営や技術の改善にとりくみ、地域社会の発展にも貢献している個別経営と集団組織や、食や農の担い手として先進的な取り組みをしている個人・集団組織を表彰します。

また、その成果を、NHKの放送およびJAグループの媒体等を通じて広く紹介することによって、農業や食に対する国民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化につながる農業、国際競争力のある日本農業の実現に貢献しようとするものです。

## 2. 名 称

第 50 回 日 本 農 業 賞

## 3. 主 催

日 本 放 送 協 会  
一般社団法人全国農業協同組合中央会  
(以下、全国農業協同組合中央会とする)  
都 道 府 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会

## 4. 後 援

農 林 水 産 省  
都 道 府 県

## 5. 農林水産祭への参加

日本農業賞は、農林水産祭の参加行事として実施します。

## 6. 参加区分と参加対象

参加区分と参加対象は以下のとおりとします。なお、個別経営と集団組織の分類については、別表1のとおりとします。

### (1) 個別経営の部

経営・技術にすぐれ、地域社会の支持と共感を得ている個別経営。

### (2) 集団組織の部

意欲的で創造力があり他を啓発するにふさわしい集団組織。

### (3) 食の架け橋の部

農業者又は農業者が主体的に関わっている団体等。

その取り組みが農業者と都市生活者・消費者との新しい連携や、地域や人々の暮らしのあり様を示すもの。

## 7. 応募条件

この行事に参加するためには、次の出品（応募）条件を満たしていることが必要です。

(1) 出品財は、農林産業等を業としている応募者の生産又は管理に属するものとし、試験研究、趣味鑑賞等を直接の目的とするものをふくまないこと。

(2) 出品財は、その基礎となる技術及び経営を重視する建前から、生産規模、経営規模等に一定の条件を付します。生産規模、経営規模等の部門別・種目別最低基準は別表2を参照して下さい。

## 8. 開催期間及び行事日程

(1) 開催期間 令和2年6月1日～令和3年3月31日

開催期日（募集開始日） 令和2年7月1日

（募集締切日） 令和2年9月18日

(2) 開催場所 全国

(3) 審査日程

### ①個別経営の部・集団組織の部

（都道府県審査） 令和2年10月中旬～下旬

（全国審査） 令和2年10月下旬～令和3年1月

### ②食の架け橋の部

（全国審査） 令和2年10月～令和3年1月

- (4) 発表 令和3年1月下旬～2月上旬
- (5) 表彰日 令和3年3月上旬(予定)  
表彰場所 渋谷駅周辺(予定)
- (6) 行事終了日 令和3年3月31日

## 9. 応募締切日と受付場所

- (1) 応募締切日 令和2年9月18日
- (2) 受付場所

### ①個別経営の部、集団組織の部

J A、NHK各放送局、農業普及指導センター

### ②食の架け橋の部

日本農業賞中央事務局

(日本放送協会 制作局 第3制作ユニット、全国農業協同組合中央会 広報部)

## 10. 応募方法

自薦、他薦を問いません。「第50回日本農業賞応募用紙」に所定の事項を書き込み、それに基づく農業経営や営農等取り組みの記録など、必要な資料を添付のうえ、必ず郵送にて応募ください。メール等による応募は受け付けません。他薦の場合は、応募者本人に本要領を周知のうえ、同意を得たうえで応募ください。

## 11. 審 査

- (1) 審査日程

### ①個別経営の部、集団組織の部

#### (ア) 都道府県審査(書類審査・現地調査)

令和2年10月26日までに、都道府県代表を個別経営の部・集団組織の部のそれぞれで1点ずつ選定し、資料を中央事務局に送付します。

#### (イ) 全国審査(書類審査・現地調査)

令和2年10月下旬から令和3年1月に書類審査および現地調査を実施します。審査の結果、個別経営の部・集団組織の部のそれぞれで日本農業賞大賞3点ずつ、特別賞1点ずつ、優秀賞若干を選定します。

### ②食の架け橋の部

全国審査のみを行います。令和2年10月～令和3年1月に書類審査、現地調査を実

施します。審査の結果、日本農業賞大賞1点、特別賞・優秀賞・奨励賞若干を選定します。

## (2) 審査会委員の構成

①個別経営の部、集団組織の部の審査会の委員構成は、原則として下記の基準によります。また、それぞれの審査会の委員長を、主催者が指名することとします。

(ア) 都道府県審査会(5人)

都道府県庁・学識経験者(3)、日本放送協会地域放送局(1)、都道府県農業協同組合中央会(1)

(イ) 中央審査会(11人)

学識経験者(7)、消費者代表(1)、日本放送協会(2)、全国農業協同組合中央会(1)

②食の架け橋の部の審査会は、下記の基準により、中央審査会審査委員長を含めた計8人で構成します。

学識経験者(2)、消費者代表(4)、日本放送協会(1)、全国農業協同組合中央会(1)

## (3) 審査基準

審査にあたっては、下記の基準に従って選定します。

①個別経営の部、集団組織の部

(ア) 立地条件を生かした合理的、安定的な経営であること。

(イ) 経営に計画性と展望をもち、またグローバルな視点をもち改善意欲がさかんなこと。

(ウ) 市場動向を的確にとらえ、消費者のニーズに応える農業を行なっていること。

(エ) 技術は科学的基礎にもとづき、その水準が高く生産性にすぐれていること。

(オ) 生産ならびに集出荷等の協同活動にすぐれた実績をあげていること。

(カ) 集団的農地利用がすぐれていること。

(キ) 農業を通じて地域社会の活性化に貢献していること。

②食の架け橋の部

(ア) 農業者と消費者が食と農に対する理解を深め、それを守り育てようという、積極的な活動であること。

(イ) 取り組みの基盤として安定的な農業生産や6次産業化など、多様な経営がおこなわれており、発展性・将来性を備えていること。

(ウ) その活動が豊かな地域社会やゆとりある暮らしを作り出すために寄与していること。

#### (4) 審査結果の発表

発表は、受賞者への連絡及び放送・新聞など報道機関への公表により行ないます。

## 12. 表 彰

### (1) 都道府県表彰

個別経営1点、集団組織1点に対し、都道府県農業協同組合中央会会長賞・開催地日本放送協会地域放送局局長賞として賞状と副賞を贈ります。

### (2) 中央表彰

日本農業賞大賞は個別経営の部、集団組織の部、食の架け橋の部計7点に対して授与し、日本放送協会会長賞・全国農業協同組合中央会会長賞として賞状と副賞、農林水産大臣賞（予定）として賞状を贈り、特別賞、優秀賞、奨励賞には、日本放送協会会長賞・全国農業協同組合中央会会長賞として賞状と副賞を贈ります。

また、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合は夫婦連名で表彰することができます。

ただし、農林水産祭参加行事の農林水産大臣賞に限ります。

①家族経営協定を締結していること。

②推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していることと確認できること。

③農業普及指導センター又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

なお日本農業賞大賞及び特別賞の受賞者については、それぞれ代表者2名を東京で開催される中央表彰式にご招待いたします。また、優秀賞及び奨励賞につきましては、各都道府県にて表彰を行います。

## 13. 事務局の設置

中央事務局は日本放送協会および全国農業協同組合中央会に設置します。

#### 14. 放送計画

未 定

#### 15. 出版計画

日本放送協会・全国農業協同組合中央会共編による『日本農業賞に輝いた人々 日本農業のトップランナーたち』を刊行します。

#### 16. その他

- (1) ご応募頂いた書類、資料は返却しません。
- (2) ご提出頂いた個人情報（お名前およびご連絡先）は、審査・発表・記録等、本要領に記載された項目を実施するために使用させていただきますので、ご了承ください。

(別表 1) 第50回 日本農業賞における分類の指標

分 類		内 訳
個別経営	a. 家族経営	家族経営（1戸1法人を含む）
	b. 共同(協業)経営	複数戸による共同経営・法人（農事組合法人、有限会社など）
集団組織	c. 協業組織	集団栽培組織、機械・施設利用組織、作業受託組織
	d. 地域営農集団	集落等を単位として生産の集団化、農用地の利用調整等を行い、地域農業の再編・振興の中心となっている組織（原則として法人化した集落営農を含む） 担い手集団による経営受託組織
	e. 作目組織	作目別部会組織、畜産組合・園芸組合など生産出荷組織、農事研究グループ

(別表2) 応募条件としての生産規模・経営規模等の最低基準

部門 種目	農産・蚕糸	園 芸	畜 産	林 産	多角化経営
経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農作物に係る施設園芸については、50アール以上の経営 桑園／40アール以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営 果樹園／50アール以上の経営	乳用牛／経産牛10頭以上の経営 肉用牛／5頭以上の経営 豚／80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営 採卵鶏／700羽以上の経営 ブロイラー／年間出荷羽数30,000羽以上の経営	林地／3ヘクタール以上の経営 苗ほ／50アール以上の経営 しいたけほだ木／3,000本以上の経営	計数による最低基準は特に設けないが、経営全体における主部門の経営規模が左記の基準を概ね満たしており、かつ農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について、十分考慮すること。



日本農業賞 中央事務局

- ・日本放送協会（NHK） 制作局 第3制作ユニット

〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1

電話 03-5455-6982 <http://www.nhk.or.jp/nougyou/>

- ・全国農業協同組合中央会（JA全中） 広報部

〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

電話 03-6665-6010

<https://agri.ja-group.jp/promote/prize>